

令和3年分 記帳申告決算講習会

令和4年1月26日

農業所得とは・・・

所得金額 = 収入金額 - 必要経費

収入金額の計算

販売金額

コシヒカリ (1等) 1俵	11,000円×販売数量
” (2等)	10,000円
てんたかく (1等)	9,500円
てんこもり (1等)	9,500円
富富富 (1等)	11,800円 (加算金含み)

- ◎富富富については1等なら800円がプラスされている
- ◎今年概算金追加払いが支払われているのでこの金額に追加払い分を加算しなければならないので注意すること
- ◎通帳は出荷契約金が引かれて入金される
「営農取引報告書」や「精算通知書」で確認し、正しい仕訳をしよう

通帳記載時の注意点

米の販売高計上時は、概算金から検査手数料・出荷契約金が差し引かれるので、出荷契約金返納終了までは通帳に印字されない

具体例

- ◎ 出荷契約数量 コシヒカリ148袋
- ◎ 出荷数量 コシヒカリ109袋
- 出荷契約金 6,000円/1俵
- 概算金 (1等) 11,000円/1俵
- 検査手数料 55円/1俵

月日	摘要	出金	入金
6/10	米出荷契約金(148袋)		444,000
9/22	米出荷概算金(出荷39袋)		214,500
9/22	米検査手数料	1,072	
9/22	米出荷契約金返納		▲213,428
10/7	米出荷概算金(出荷70袋)		385,000
10/7	米検査手数料	1,925	
10/7	米出荷契約金返納		▲230,572

通帳に記載されない

契約金の充当が終わったら通帳に印字される

米穀概算金精算通知書 (兼検査結果通知書)

等級	数量 (俵)	単価 (円)	金額 (円)	水分 (%)	格付理由
1等	70	5,500.00	385,000	14.2	
合計	70		385,000		

※上記金額は軽減税率対象となります。

控除内訳	金額 (円)
検査手数料	1,925
うち消費税額 (10%)	175
控除合計	1,925

米穀期算金精算通知書 (兼検査結果通知書)

検査手数料 1,925円

検査手数料 (10%) 175円

検査手数料合計 1,925円

ただし、輸出用米だけは精算の通帳での記載のされ方が違うので注意すること!!

具体例

- ◎ 輸出米契約数量 コシヒカリ70袋
- ◎ 出荷数量 コシヒカリ70袋
- 出荷契約金 3,000円/1俵
- 概算金 (1等) 6,000円/1俵
- 検査手数料 55円/1俵

通帳に記載されない

月日	摘要	出金	入金
6/10	輸出用米出荷契約金(70袋)		105,000
9/28	輸出用米出荷概算金(出荷70袋)		210,000
9/28	輸出用米検査手数料	1,925	
6/10	輸出用米契約金		210,000
9/28	輸出用米契約金		105,000

出荷契約米とは違い輸出用米は販売代金が振り込まれた後、契約金が引き落としされ取引ごと通帳に印字される

販売代金精算通知書

税込合計	210,000
控除金額	1,925
精算金額	208,075

輸出用米出荷契約金精算通知書

振替日	返済金額
令和3年9月28日	105,000円

家事・事業消費

実状に合わせて、飯米や年貢米を収入として算定する

概算金追加払い分も含めて計上する

150円/1俵 加算

コシヒカリ (1等) 1俵	11,150円
” (2等)	10,150円
てんたかく (1等)	9,650円
てんこもり (1等)	9,650円
富富富 (1等)	11,950円

雑収入

農作業受託収入

営農組合からの分配金

集落営農組織からの地代・管理費・労賃（従事分量配当）

助成金

国からの交付金（水田活用直接支払交付金等）

地域営農とも交付金

必要経費となるもの

- ・ 雇人費
- ・ 減価償却費
- ・ 利子割引料
- ・ 種苗費
- ・ 農具費
- ・ 諸材料費
- ・ 動力光熱費
- ・ 農業共済掛金
- ・ 土地改良費
- ・ 雑費 等
- ・ 小作料、賃借料
- ・ 貸倒金
- ・ 租税公課
- ・ 肥料費
- ・ 農業衛生費
- ・ 修繕費
- ・ 作業用衣料費
- ・ 荷造運賃手数料
- ・ 作業委託費用

中古資産の減価償却費での耐用年数の考え方

原則、使用可能期間を見積もって計算するが、困難な場合は以下の通りに考える



①耐用年数をすべて経過しているもの

法定耐用年数×20%＝耐用年数

②耐用年数の一部を経過しているもの

法定耐用年数－（経過年数×80%）＝耐用年数

※1年未満の端数は切り捨て。2年未満は2年

Aの例 5年経過している軽トラ 4年×0.2=0.8 耐用年数 2年

Bの例 4年経過している田植機 7年－（4年×0.8）=3.8 耐用年数 3年

令和3年度 農業申告における税法上の取扱い一覧

月 日	備 考	支払金額	受入金額	科 目	備 考
2月12日	購買大口利用奨励金		◎	雑収入	
2月24日	営農取引報告書発行料	◎		雑費	
3月22日	土づくり助成		◎	雑収入	町政布助成
3月3日	産物共済 新川共済	◎		農業共済掛金	産、農舎、農機具のみ 住宅・家具は除く
3月22日	産出金 北陸農政局		◎	雑収入	稲作物返種支払交付金（大豆・そば調整払）
3月22日	産出金 北陸農政局		◎	雑収入	水田活用直接支払交付金（産地交付金等）
3月26日	産米調整金		◎	販売金額	令和2年度
3月31日	水田活用交付金		◎	雑収入	県・町より
5月31日	産価出資配当金		◎		注、確定申告書の⑥⑦記号欄に記入
6月10日	出荷契約金				6000円/トン 米の出荷時に計算(9月～10月)
7月10日	水産共済金 新川地域共済	◎		農業共済掛金	
8月20日	農業労災保険	◎		雑費	
9月～10月	出荷契約うるち米 もち米		◎	販売金額	コンヒカリ 単11000円(1等)で10000円(2等)で引算

9月17日	経営所得安定対策等		㊦	雑収入	畑作物直接支払交付金(大豆園補払)
9月28日	作業料 無人ヘリ防除	㊦		小作料・賃借料	
10月15日	土改賦課金 入替土地改良区	㊦		土地改良費	
10月25日	賦課金 農協賦課金	㊦		租税公課	
12月20日	R3概算金追加払い		㊦	販売金額	うるち米 150円/1俵
12月23日	町とも補償提出	㊦		租税公課	朝日町 740円/10a 入等町 860円/10a
12月23日	出荷契約米精算金		㊦	販売金額	こちらの仕分けを行うことで R2年度(コシヒカリ等 170円/俵 2等 522円/俵)
	支払済精算金	㊦		販売金額	
	調整額	㊦		販売金額	
	控除(課)	㊦		荷造運賃手数料	
	控除(非)	㊦		荷造運賃平敷料	
	農協手数料	㊦		荷造運賃手数料	
12月20日	町とも補償交付		㊦	雑収入	
12月22日	圃水田リノベーション事業		㊦	雑収入	
12月28日	軽油免税		㊦	動力光熱費	令和3年分
その他	固定資産税	㊦		租税公課	農地及び農舎にかかわる分のみ

その他	肥料	㊦		肥料費	家庭菜園・着在毎の肥料は駄目×販売があるもののみ
その他	農業	㊦		農業衛生費	
その他	農機具修理費	㊦		修繕費	一回の修繕で60万円を超えた場合は減価償却の対象
その他	年貢	㊦		小作料	農地の年貢 畑し場物支給は収入の原簿にも同額計上する
その他	ライスセンター利用料	㊦		賃借料	機械の借料
その他	減価償却費	㊦		減価償却費	建物、農機具の償却費(耐用年数の有るもの) 軽トラは農業の使用割合分 10万以上のもの
その他	利息	㊦		利子割引料	資金借入れの支払い利息
その他	コンバイン刈取り料	㊦		委託費	農作業の委託費
その他	苗代	㊦		種苗費	種穂、苗の購入費
その他	農具費	㊦		農具費	10万円未満又は使用が1年未満の購入費
その他	電気料、燃料費	㊦		動力光熱費	電気料、灯油、軽油、ガソリン等 電気料、灯油、ガソリン等は農業の使用割合
その他	軽自動車税	㊦		租税公課	軽四トラック等 農業の使用割合に応じて
その他	床土	㊦		種苗費	

その他	自家消費米		◎	家事消費・事業消費	家庭などで消費した米、親戚等にあげた米
その他	米集荷運賃	◎		荷造運賃手数料	
その他	解米代		◎	販売金額	

令和2年産米の最終精算代金は通帳だけで仕訳をすることはできないので注意が必要

2年産米最終精算金の仕訳例

月日	適要	支払金額	受入金額	科目
12/23	①契約米精算金		◎	販売金額
12/23	②支払済精算金		◎	▲販売金額
12/23	③調整額		◎	▲販売金額
12/23	④控除(課)	◎		荷造運賃手数料
12/23	⑤控除(非)	◎		荷造運賃手数料
12/23	⑥農協手数料	◎		荷造運賃手数料
12/23	⑦精算金額		◎	

通帳に記載されない

差引金額が通帳に印字される

- 契約米精算金－米最終精算金額
- 支払済精算金－概算金
- 調整額－単価端数調整額
- 控除(課)－全農手数料・運賃・倉庫保管料等
- 控除(非)－概算金の立替え払いにかかる金利

実際に米を販売するときは流通経費や手数料等いろいろな経費がかかっているため仕訳をする時は、令和2年産米代金精算通知書で確認しなければならない
消費税課税事業者の方は特に気を付けよう

令和2年産 米代金精算（振込）通知書

除除明細（JA売上）		
米代金精算料	⑥	48,527
合 計 (a)		48,527
除除明細（非JA売上）		
除除（振）（振込）	④	145,580
除除（非）	⑤	5,882
合 計 (b)		151,462
合 計	①	1,339,193
米代金税額（8%）		99,199
支払控除額	②	1,124,500
米代金税額（8%）		83,296
控除金額合計	③	109,989
精算金額	⑦	14,704

令和2年産 米代金精算（振込）通知書		
米代金精算料	48,527	
除除（振）（振込）	145,580	
除除（非）	5,882	
米代金税額（8%）	99,199	
支払控除額	1,124,500	
米代金税額（8%）	83,296	
控除金額合計	109,989	
精算金額	14,704	

令和3年産概算金追加払い単価表

等級	品種	等級	令和3年産概算金単価	（単位：概算 100kg換算）	
				追加払い単価	追加払い後の概算金単価
コシヒカリ	富富富1等	1等	11,000	150	11,150
		2等	10,000	150	10,150
		3等	9,000	150	9,150
	コシヒカリ	1等	11,500	150	11,650
		2等	10,400	150	10,550
		3等	9,300	150	9,450
てんもろこし	1等	9,500	150	9,650	
	2等	8,500	150	8,650	
	3等	7,500	150	7,650	
その他	1等	3,000	150	3,150	
	2等	8,000	150	8,150	
	3等	7,000	150	7,150	

富富富1等（流通基準を満たす）については概算金に800円/1俵が加算されている
 令和3年産概算金追加払いについては令和3年12月20日にうるち米について150円/1俵支払われている

概算金追加払い分についての仕分けは販売金額に計上する

概算金追加払い分の金額は令和3年産米代金精算（振込）通知書で確認すること

令和3年産 米代金精算（振込）通知書

令和3年産 米代金精算（振込）通知書		
米代金精算料	48,527	
除除（振）（振込）	145,580	
除除（非）	5,882	
米代金税額（8%）	99,199	
支払控除額	1,124,500	
米代金税額（8%）	83,296	
控除金額合計	109,989	
精算金額	14,704	

配当控除

令和 3年 5月29日

令和 2年度出資金残高通知書 並びに出資配当計算書

拝啓 平素は当組合事務運営に多大なご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和 2年度の通常総代会において、ご承知いただきました出資配当金について下記のとおりお支払いすることと致しましたので出資金残高とともにご通知申し上げます。 敬具

みな穂農業協同組合
代表理事組合長 堀田 康二

記

1. 令和 2年度末(令和 3年 2月28日)出資金残高

出資口数	出資金額	組合員資格
455口	455,000円	正

2. 当年度変動内訳(令和 2年 3月 1日～令和 3年 2月28日)

期首出資金額	455,000円
期中増資金額	0円
期中減資金額	0円
期末出資金額	455,000円

3. 出資配当計算

配当率	配当金	源泉徴収額(*)	税引後配当金
1.50%	6,825円	1,393円	5,432円

(*)源泉徴収額は任意特別所得税額を指します。(20.43%)

4. 出資配当金振込先

振込日	振込店舗・口座番号
令和 3年 5月31日	

【組合員の皆様へ】

【組合員資格の確認のお願い】
組合員資格に変更があった場合は、お手数ですが、当組合事務所までお申し出ください。

収入等		税	
雑業等	⑦	課税される所得金額	⑳
雑業	⑧	(①-②)又は第三表	
不動産	⑨	上の①に対する税額	㉑
配当	④	又は第三表の①	
利息	⑤	配当控除	㉒
年金	⑥		682
雑業	⑦		
その他	⑧		
源泉徴収額			㉓
税引後配当金	5,432		00
源泉徴収額			㉔
雑業	②		
不動産	③		
利息	④		
配当	⑤		
源泉徴収額			㉕
雑業	②		
不動産	③		
利息	④		
配当	⑤		
源泉徴収額			㉖
雑業	②		
不動産	③		
利息	④		
配当	⑤		
源泉徴収額			㉗
雑業	②		
不動産	③		
利息	④		
配当	⑤		
源泉徴収額			㉘
雑業	②		
不動産	③		
利息	④		
配当	⑤		
源泉徴収額			㉙
雑業	②		
不動産	③		
利息	④		
配当	⑤		
源泉徴収額			㉚
雑業	②		
不動産	③		
利息	④		
配当	⑤		
源泉徴収額			㉛
雑業	②		
不動産	③		
利息	④		
配当	⑤		
源泉徴収額			㉜
雑業	②		
不動産	③		
利息	④		
配当	⑤		
源泉徴収額			㉝
雑業	②		
不動産	③		
利息	④		
配当	⑤		
源泉徴収額			㉞
雑業	②		
不動産	③		
利息	④		
配当	⑤		
源泉徴収額			㉟
雑業	②		
不動産	③		
利息	④		
配当	⑤		
源泉徴収額			㊱
雑業	②		
不動産	③		
利息	④		
配当	⑤		
源泉徴収額			㊲
雑業	②		
不動産	③		
利息	④		
配当	⑤		
源泉徴収額			㊳
雑業	②		
不動産	③		
利息	④		
配当	⑤		
源泉徴収額			㊴
雑業	②		
不動産	③		
利息	④		
配当	⑤		
源泉徴収額			㊵
雑業	②		
不動産	③		
利息	④		
配当	⑤		
源泉徴収額			㊶
雑業	②		
不動産	③		
利息	④		
配当	⑤		
源泉徴収額			㊷
雑業	②		
不動産	③		
利息	④		
配当	⑤		
源泉徴収額			㊸
雑業	②		
不動産	③		
利息	④		
配当	⑤		
源泉徴収額			㊹
雑業	②		
不動産	③		
利息	④		
配当	⑤		
源泉徴収額			㊺

出資配当金は収入なので配当④⑤に記入
配当控除は確実に記入！！

出資配当金 → 源泉税20.42%すでに納めている

確定申告書 第2表

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額
配当	出資配当	みな穂農協	6825 円	1393 円
④ 源泉徴収税額の合計額				円

実際通帳には
5,432円振込

総合課税の譲渡所得

機械、車両などの減価償却資産の譲渡による所得
(取得価格10万未満は除く)

$$\text{保有5年以内 短期譲渡所得} = \left(\text{収入金額} - \text{必要経費} \right) - \text{特別控除額}$$

短期譲渡益

$$\text{保有5年超 長期譲渡所得} = \left[\left(\text{収入金額} - \text{必要経費} \right) - \text{特別控除額} \right] \times 1/2$$

長期譲渡益

※特別控除額は50万円と(短期譲渡益と長期譲渡益の合計)のいずれか少ないほうの金額

例 平成29年1月に200万で取得した田植機を120万円で売却
(令和2年度末未償却残高85万6千円)

$$(1,200,000 - 856,000) - 344,000 = 0$$

総合課税の譲渡所得については申告書の収入欄に記載する金額は所得金額となります。

所得から差し引かれる金額

- ・社会保険料控除
- ・小規模企業共済等掛金控除
- ・生命保険料控除
- ・地震保険料控除
- ・勤労学生控除
- ・障害者控除
- ・配偶者控除
- ・配偶者特別控除
- ・扶養控除
- ・雑損控除
- ・医療費控除
- ・寄付金控除
- ・寡婦、ひとり親控除（新設）
- ・青色申告特別控除・基礎控除

青色申告特別控除・基礎控除

改正前 個人の方の所得控除の変更

①青色申告特別控除額（現行 65 万円⇒改正後 55 万円）

②基礎控除額（現行 38 万円⇒改正後 48 万円※）

※合計所得金額が2400万円以下



AND

改正後 55万円の青色申告特別控除の要件に加えて

e-Tax による申告（電子申告）を行うと、引き続き65万円の
青色申告特別控除が受けられる

医療費控除

医療費控除には従来からある「医療費控除」と「セルフメディケーション税制」の2種類があり選択制である

①従来からの医療費控除

自分や家族のために支払った医療費などの負担額が年間10万円を超えた場合（所得が200万円未満の人は「所得金額×5%」の額）、その超えた金額について所得控除を受けられる

セルフメディケーション

税 控除 対象

②セルフメディケーション税制

健康の保持増進及び疾病の予防への取組（一定の取組）を行っている場合、特定のOTC医薬品（セルフメディケーション税控除対象マークが付いている医薬品）の購入額が年間12,000円を超えた場合、超えた部分の金額（上限88,000円）について所得控除を受けられる

生命保険料控除

新契約 平成24年1月1日以降の生命保険契約

上限 12万円

保険の種類	支払金額	控除額
生命保険	20,000円以下	保険料の全額
介護医療保険	20,001円～40,000円	保険料×2分の1+10,000円
個人年金保険	40,001円～80,000円	保険料×4分の1+20,000円
	80,001円～	一律 40,000円（上限）

旧契約 平成23年12月31日以前の生命保険契約

上限 10万円

保険の種類	支払金額	控除額
生命保険	25,000円以下	保険料の全額
個人年金保険	25,001円～50,000円	保険料×2分の1+12,500円
	50,001円～100,000円	保険料×4分の1+25,000円
	100,001円～	一律 50,000円（上限）

新契約の控除額は、上限12万円、旧契約の控除額は上限10万円で、制度全体で受けられる控除の上限は12万円

地震保険料控除

	支払保険料	地震保険料控除額
①地震保険契約の場合	50,000円以下	支払った保険料の全額
	50,001円以上	一律に50,000円
②旧長期損害保険契約の場合	10,000円以下	支払った保険料の全額
	10,001円～20,000円	支払った金額×1/2 +5,000円
	20,001円以上	一律に15,000円
③地震保険契約と旧長期損害保険契約との両方の場合	①及び②の控除合計額が50,000円以下	その合計額の全額
	上記、合計額が50,001円以上	一律に50,000円

1つの契約が地震保険又は旧長期損害保険のいずれにも該当するときは、いずれか1つのみに該当するものと計算した上で、有利な方を選択する！

契約日が平成18年12月31日以前の契約のものは有利な方を選択

地震保険料
旧長期損害保険（期間10年以上・満期返戻金有のもの）
掛け捨ての火災共済は対象外

15,000円以上

●地震保険料控除を選択

15,000円未満

●旧長期損害保険
地震保険料控除
有利な方を選択

●具体例 I・II・IIIの3契約があった場合

	契約Ⅰ	契約Ⅱ	契約Ⅲ
契約年(暦年)	平成16年	平成18年	平成19年
A: 地震保険料控除額	① 20,000円	10,000円	③ 18,000円
B: 旧長期損害保険料控除額	120,000円 (15,000円)	② 60,000円 (15,000円)	(-)

①+②+③=53,000

50,001円以上なので

所得控除額 50,000円

2022年の確定申告書の作成の上での変更点

○確定申告書や決算書などの押印義務がなくなる

確定申告書や収支内訳書、青色申告決算書の印鑑を押すマークがなくなっている

○確定申告書に区分欄が追加されている

事業収入は電子帳簿保存法の規定に基づいているかどうか正規の簿記の原則に従って記帳しているのかなどの状況により「1」から「5」までの数字を記入する区分欄がある

不動産所得の収入の区分欄には国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の適用がある場合のみ区分1欄に「1」を記入する欄あり、区分2欄には「1」から「5」までの数字を記入する

雑所得の収入（その他）の区分欄には個人年金保険の収入がある場合は「1」を暗号資産の収入がある場合は「2」をその両方の収入の両方がある場合は「3」を記入する欄あり

○ふるさと納税の確定申告手続きの簡素化

寄付した自治体ごとの寄附金の受領書の添付が必要でしたが寄附金控除に関する証明書の添付も認められるようになり複数の自治体に寄付した場合でもすべての自治体から寄附金の受領書を取り寄せなくてもよくなった

今年度の改正に直接関係はないが

令和5年10月1日からインボイス制度が開始

○インボイス制度が開始される前までは

課税事業者で（本則課税）の方は、自分の取引相手に関係なく免税事業者との取引でも仕入税額控除ができた



○インボイス制度が開始されると

課税事業者で（本則課税）の方は、自分の取引相手が適格請求書発行事業者でなければ仕入税額控除ができなくなる

最後に

所得税の確定申告の期間は

令和4年2月16日（水）～3月15日（火）

申告は期間内に

遅れず正確にしましょう！！